

全タク連発第 50 号
令和 7 年 7 月 14 日

中央最低賃金審議会

会 長 藤 村 博 之 様

(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会

会 長 川 鍋 朗



地域別最低賃金額の改定を目安審議について（要望）

平素はハイヤー・タクシー事業の適正運営と乗務員の労働条件の改善にご配意を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年 7 月 11 日、厚生労働大臣から貴会に対して、令和 7 年度地域別最低賃金額改定を目安について調査審議を求める諮問がされました。

ハイヤー・タクシー事業においては、令和 2 年 2 月以降のコロナ禍、そして令和 3 年秋頃からの急激な燃料価格の高騰などにより、事業継続のためやむなく借り入れた融資金の返済や、猶予措置を受けていた社会保険料の納付などが、今なお経営に重くのしかかっております。

地方創世の一担い手であり、地域住民の移動を支える地域公共交通機関のタクシー事業におきましても、徐々に回復基調にあるとはいえ、今なお大変厳しい経営状況にあります。

特に、法人タクシー事業者は、車両数 30 両以下が約 85%、従業員数 300 人以下の企業が、約 99%となっており、事業者のほとんどが中小零細企業です。

中小零細企業が賃上げの原資を確保するためには、労務費の増加分についての価格転嫁に取り組むことが重要となります。しかしながら、ハイヤー・タクシー事業の主たる収入である運賃は国による認可制であり、自助努力のみによって価格転嫁を行うことは非常に困難です。

中小零細企業にとって、コロナ禍、燃料費の高騰、円安による物価高などの影響は極めて甚大であって、今後も厳しい経営が続きます。

物価上昇下における賃金の引上げの必要性については理解しておりますが、急激な引上げによる人件費の増加は、経営収入の大本が認可運賃である中小零細のハイヤー・タクシー事業者にとって経営環境に与える影響が大きすぎます。

ハイヤー・タクシー事業者は、限られた財源の中で、労働者の労働条件向上の観点から、最大限の努力を尽くして賃金の支払を行っているところです。

貴会におかれましては、最低賃金法第 9 条第 2 項に定める、「地域別最低賃金は、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定める」という基本原則に基づいて、慎重のうえにも慎重なる御審議賜りますようお願いいたします。

何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。